

宇宙活動法の適用対象について 論点整理（たたき台）

平成 21 年 1 月 26 日

宇宙開発戦略本部事務局

このたたき台は、宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループ第 1 回会合資料 6 「当面の検討課題について」において提示した「Ⅱ. 宇宙活動に関する法制の整備に係る検討事項」中、宇宙活動法の適用対象に関連する論点について具体的な検討の方向性について御議論いただくために提示するものである。

(1) 宇宙物体の定義について

宇宙活動法において、宇宙物体は、以下のとおり定義すべきである。

- ① 人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛翔体及び天体上に置かれる人工の物体を含む）及び人工衛星打上げ用ロケット
- ② 人工衛星の打上げを目的としないロケットであって、地表又は水面から 100 キロメートル以上の高度（P）に到達する性能を有するもの

(2) 宇宙活動の定義について

宇宙活動法は、国民の権利を制限し、義務を課す規定（ロケット打上げに係る許認可等）を含むものを想定しているため、その適用範囲を客観的かつ具体的に確定することが必要である。

宇宙活動法を適用する宇宙活動の範囲については、現時点で考え得る宇宙活動をすべて適用対象に含み得るものとした上で、(3) の宇宙活動法の適用対象者は、宇宙活動法の規定に基づく許可を受けなければ宇宙活動を行ってはいないこととし、民間事業者等に認められる宇宙活動の具体的範囲については、許可条項を規定することでもって確定することとするべきである。

宇宙活動法を適用する宇宙活動は、具体的には、以下のとおりとするべきである。

- ① 地球を回る軌道上若しくは地球を回る軌道の外又は地表若しくは水面から 100 キロメートル以上の高度（P）に宇宙物体を打上げようとする（注 1）行為
- ② 地球を回る軌道上若しくは地球を回る軌道の外又は地表若しくは水面から 100 キロメートル以上の高度（P）に宇宙物体の打上げを行わせようとする（注 1）行為

- ③ 地球を回る軌道若しくは地球を回る軌道の外又は地表若しくは水面から100キロメートル以上の高度（P）に存在する宇宙物体を管理（注2）（人工衛星の利用実験等のために必要な運用（注3）を除く）しようとする（注1）行為
したがって、単に人工衛星から発射される信号を用いて行う行為（注4）は、当然、宇宙活動に含まない。
- ④ 地球を回る軌道上若しくは地球を回る軌道の外又は地表若しくは水面から100キロメートル以上の高度（P）から宇宙物体を地表又は水面に帰還させようとする（注1）行為（注5）

（注1）失敗に終わった行為を含む。

（注2）宇宙物体の所定の機能を維持するためのハウスキーピング、ステーションキーピング等（これらに必要なコマンドの送信、データの取得・処理等を含む。）

（注3）人工衛星の利用実験等のために行う搭載ミッション機器（当該機器の使用により他の宇宙物体又はその物体内の人命若しくは財産に損害を与えるおそれのあるものを除く。）の使用（これに必要なコマンドの送信、データの取得・処理を含む。）

（注4）測位衛星のデータを利用する衛星測位やリモートセンシング・データの収集及び利用

（注5）地表（水面を含む。）への帰還を意図した大気圏への再突入に限る（大気圏で燃え尽きさせることによる廃棄を意図した再突入は対象としない。）。

(3) 宇宙活動法が適用される者

宇宙活動法を以下の者に適用すべきである。

- ① 日本国の管轄権の及ぶ場所（日本国の船舶及び航空機を含む）において宇宙活動（(2)②を除く。）を行おうとするすべての自然人、法人その他の団体
- ② 日本国の管轄権の及ばない場所において宇宙活動を行おうとする日本の国籍を有する自然人、日本の法令により設立された法人その他の団体

（注）国、公共団体の宇宙活動に対しても宇宙活動法を適用することを基本とすることが望ましい。

外国の管轄権の及ぶ場所（当該外国の船舶及び航空機を含む）において、日本の国籍を有する自然人及び日本の法令により設立された法人その他の団体（以下「自国民」という。）が当該外国の適切な許可及び監督の下に宇宙活動を行う場合には、宇宙活動法の規定に基づく許可に係る行政庁は、当該自国民に対して宇宙活動法による当該宇宙活動に係る許可を受ける義務を免除することを可能とすべきである。